

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第130号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

第6条第2項中「総務局人事部長」を「行財政局人事部長」に改める。

第27条第2項中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

第35条中「総務局人事部厚生課」を「行財政局人事部厚生課」に改める。

第39条第2項前段中「総務局人事部長」を「行財政局人事部長」に改める。

第57条中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)